

# 自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階  
（学校給食費の無償化、教員の長時間労働特集） 2023年6月30日 NO.642

## 23区では、次々と学校給食費の無償化が実施・予定する自治体が18区にも増加

学校給食費の無償化については、4月の統一地方選挙でも争点となっていました。財政力の違いで自治体ごとに実施に差があることは問題です。こうした差が出ないためには、東京都や国が、いずれは実施すべきです。保護者の負担軽減だけではなく、子どもの権利という面もあると捉えるべきです。23区の自治体が、国に先行して実施し、最終的には国が実施することによって、全国のどこの自治体でも無償化とすることが望ましいです。

葛飾区を始め、23区では18もの区で、何らかの形で無償化を実施あるいは予定しています。中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区の18区です（正確には都内では18区1市5町村）。小中学校の所得制限を設けない完全実施をする区もあれば、期間限定や中学校のみ、第2子以降などその実施方法は様々です。

## 岸田政権の「異次元の少子化対策」は的外れ

児童手当の拡充（所得制限の撤廃、支給対象を高校生年代まで延長、第3子以降は月3万円に増額）など、岸田政権は少子化対策を打ち出しました。しかし、政策の多くは既に生まれている子どもに対する政策で、結婚できない、子どもを持たない若者に対する対策とはなっていません。低賃金の非正規雇用や出会いの機会が持てない長時間労働など、子どもを持つ以前の若者に対する対策とはなっていません。莫大なお金をかけても、的外れとなる可能性が大です。「こども未来戦略」には、学校給食費の無償化についても言及されています。実態調査の結果を1年以内に公表するとが記載されました。

## 東京都の2023年度予算でも少子化対策が「最大の課題」に

小池知事は、東京都の2023年度予算を「猶予のない」少子化対策に重点、「将来にわたり、成長と成熟が両立した光輝く都市へ、確実に進化し続ける予算と位置付けている」と表明しました。少子化対策を最大の課題として位置付けています。「少子化対策は、国が戦略的に取り組むべき課題だが、もはや一刻の猶予もない。都として、国に先駆ける形で、総合的な対策を講じる」と述べました。

【少子化・子育て対策】 1兆6,500億円

○都内在住の0歳から18歳までの子どもに所得制限を設けず一人当たり月額5,000円現金給付 1,261億円

○0歳から2歳の第2子の保育料を完全無償化 110億円

○私立中学校の授業料を年収910万円未満の世帯に年間10万円助成 40億円

月5千円の現金給付は、支給されても何に使われるか分かりません。学校給食費の無償化として、使用目的を明確にするべきです。

# 教員の長時間労働と給特法をめぐる動き

## 文部科学省が「公立学校教員の勤務実態調査」を4月28日公表

1カ月当たりの時間外勤務は、小学校で64%、中学校で77%が、上限の基準月45時間を超えています。教員の長時間労働が、常態化していることが明らかになりました。平日1日当たりの在校時間は、小学校教諭が10時間45分で2016年度から30分減、中学校教諭が11時間1分で31分減という結果です。

## 自民党の特命委員会が「教職調整額」を現行の4%から10%以上の増額することを柱とする提言を5月10日公表、2024年度中の法改正を目指す

時間外労働を上限の半分以下の月20時間程度にするべき、教職調整額を現行の4%から10%以上に増額、学級担任手当の創設、教務主任や学年主任の手当の倍増など、自民党の特命委員会は提言しました。国費ベースで毎年5千億円規模の予算増を想定しているといいます。

## 文部科学省の永岡大臣が、教員の働き方の改善策を中央教育審議会に、5月22日に諮問

中教審では、初等中等教育分科会に「質の高い教師の確保特別部会」を設置し、来春をめどに議論を取りまとめます。具体的な検討事項は3つ。①学校の働き方改革の推進②教員の処遇改善③学校の体制充実。教職調整額の在り方が主要な問題点となっています。教員給与特別措置法（給特法）の制定された1971年は、時間外手当の代わりに月4%（月8時間分）を教職調整額として支給すると決めました。しかし、現状では実際の労働時間との乖離が大きくなり過ぎています。

## 業務量を減らすか、教職員定数を増やすか

教職員の長時間労働の解消のためには、教職員定数を抜本的に改善し、1人当たりの業務量や持ち授業時間数を削減することが必要です。また、給特法を廃止して、教員にも時間外手当が支給できるようにすることが必要です。1年を単位とする変形労働時間制の導入は、実働時間が減少するわけではなく、時間外労働時間が減少したように見せかけるだけです。育児や介護、自身の病気等を抱えている教員には、働くことが困難になるだけで、問題が多いです。東京都教育委員会や区市町村教育委員会は、給食会計等の公会計化やタイムレコーダーの導入、共同実施や標準的職務の作成、学校閉庁日、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフ、学校マネジメント強化モデル事業等の様々な施策を行っています。しかし、まだまだ不十分です。国が定める上限時間（月45時間）を超える教員が、依然として多く存在しています。給特法の見直し（職務の負荷に応じ手当を支給や教職調整額を引き上げ）が検討されていますが、現状の長時間労働を「正当化」するものです。